

# 一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟普通会員に関する 細則

## (目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟（以下「当法人」という。）定款第7条及び当法人会員規程第15条の規定に基づき、普通会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (申請)

第2条 普通会員として入会の申し込みを行おうとする者は、別紙の入会申込書を当法人に提出しなければならない。

2 入会申込書に記載された内容に変更があった場合には、遅滞なく当法人に届け出なければならない。

## (入会金)

第3条 普通会員の入会金は1,000円とする。

## (会費)

第4条 普通会員の年会費は3,000円とする。ただし、普通会員が小学生又は中学生である場合には、1,000円とする。

2 普通会員が、入会と同時に、別に定めるキンボールスポーツリーダー資格を取得する場合には、初年度の会費を全額免除する。

## (有効期間)

第5条 普通会員の有効期間は、毎年4月1日から年度末日までとし、1年ごとに更新するものとする。

## (会員証)

第6条 普通会員に、会員証を発行するものとする。

## (特典)

第7条 普通会員の特典は、次のとおりとする。

- (1) 当法人主催等の大会、講習会を会員価格（割引価格）で参加することができる。
- (2) 当法人主催のジャパンオープンの会員に限定されている部門に出場できる。
- (3) キンボールスポーツの用具を会員価格でレンタルすることができる。
- (4) 資料提供が100部まで無償で受け取ることができる。（送料のみ実費負担。）
- (5) キンボールスポーツリーダーの資格取得の権利が得られる。

(任意退会)

第8条 普通会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 普通会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、定款第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって除名される。

(1) 当法人の事業を妨げ、又は当法人の名誉を棄損する行為をしたとき。

(2) 当法人の定款又は総会の決議に反する行為をしたとき。

(会員資格の喪失)

第10条 普通会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を引き続き1年以上納入しないとき。

(2) 解散したとき。

(変更)

第11条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第12条 この細則の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2023年5月28日から施行する。